| | |
|---|---|
| | （十一）　農業・食品産業強化対策推進交付金（三の項（三十八）に掲げるものを除く。）<br>（十二）　農業・食品産業強化対策整備交付金（三の項（三十九）に掲げるものを除く。）<br>（十三）　農山漁村地域整備交付金（三の項（四十二）に掲げるものを除く。）<br>（十四）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（三の項（四十三）に掲げるものを除く。）<br>（十五）　社会資本整備総合交付金（三の項（五十三）に掲げるものを除く。）<br>（十六）　循環型社会形成推進交付金（三の項（五十八）に掲げるものを除く。） |
| 五 | 道路法第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。） |
| 六 | （一）　港湾法第五十二条第二項の規定による負担金<br>（二）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（五の項に掲げるものを除く。）<br>（三）　福島復興再生特別措置法第十二条第四項（同法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金 |
| 七 | （一）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第三号に規定する事業の実施に係るもの（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）に限る。）<br>（二）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（この省令の施行の際現に除染と一体的に農地整備事業を実施している地区に係るものに限る。） |
| 八 | （一）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第四号に規定する事業に係るもの（公営企業に係る事業に係るものを除く。）に限る。）<br>（二）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（七の項（二）に掲げるものを除く。）<br>（三）　社会資本整備総合交付金（効果促進事業として実施する母子避難者等に対する高速道路無料措置に係るものを除く。）<br>（四）　循環型社会形成推進交付金（いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係るものを除く。） |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

| | |
|---|---|
| | （十一）　農業・食品産業強化対策推進交付金（三の項（三十八）に掲げるものを除く。）<br>（十二）　農業・食品産業強化対策整備交付金（三の項（三十九）に掲げるものを除く。）<br>（十三）　農山漁村地域整備交付金（三の項（四十二）に掲げるものを除く。）<br>（十四）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（三の項（四十三）に掲げるものを除く。）<br>（十五）　社会資本整備総合交付金（三の項（五十三）に掲げるものを除く。）<br>（十六）　循環型社会形成推進交付金（三の項（五十八）に掲げるものを除く。） |
| 五［新設］ | |
| 六［新設］ | |
| 七［新設］ | |
| 八［新設］ | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○文部科学省令第九号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）を実施するため、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

文部科学大臣　萩生田光一